
令和3年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年9月3日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和3年9月3日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 19名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

件名 1、防災・減災についてです。

私が議員になりまして、今回、防災・減災に関わる一般質問につきましては 10 回目を数えることになりました。重要な課題でありますので、引き続き防災・減災の対策についてはですね、しっかりお伺いしてまいりたいと思います。

今年もですね、7 月初旬に全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しました。国はですね、2018 年から 3 か年で緊急対策、これは 6 兆 8,000 億円を使ってですね、対策を講じられたわけですけど、その後、自治体からはですね、防災・減災の国土強靱化対策の継続の要望が提出されたところでもあります。公明党としましても、新たな計画を策定し必要十分な予算を確保するように国に求めたところでもあります。そういった結果、国は 2021 年から 25 年度の 5 か年とする防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策を 1.5 兆円程度ですね、規模の予算を使って決定されております。また、町につきましても国・県のこういった計画に準じてですね、3 月に芦屋町地域強靱化計画を策定されたところでもあります。

しかしながら、私、一般質問させていただいておりますけども、いまだに対策として十分ということはないかと思うんですけども、いまだ十分な条件に達していないという状況にありますので、町の現在のですね、自然災害対策上の課題、それから今後の対策について伺ってまいりたいと思います。

要旨 (1) ですが、国の防災・減災、国土強靱化のための加速対策に関わる事業は、町にどのように関係するのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の強靱化計画につきましては平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法が公布・施行され、平成26年に国が国土強靱化基本計画を策定し、平成28年3月に福岡県地域強靱化計画を策定、令和元年6月に県の計画が改定されました。それらを踏まえ、国・県の計画に準じた芦屋町地域強靱化計画を令和3年3月に策定しております。

国は国土強靱化計画を進めていくため5か年加速化対策が示され、支援・促進策として各省庁から交付金・補助金が示されています。各省庁からの事業が採択されるためには町の地域強靱化計画に掲載されていることが重要であり、優先採択理由の1つとなっております。そのため地域強靱化計画の観点から、支援、重点配分、優先採択の対象となる事業について該当するものはないか各所管課よりヒアリングを行い、新たな事業がある場合には追記を行い、補助金等の採択を受けやすいよう芦屋町地域強靱化計画の改定を進めています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁ありがとうございます。町の防災施策を完遂する上ではですね、国のそういった強靱化計画にかんでいくということが重要なかなと思います。それを有効に活用して町の対策を講じていく必要があると思うんですけども、この対策を講じる上で一番重要なところはどこかということになりますが、これは町の課題がどこにあるかということをしかりと把握した上で、効果的な予算措置、対策を講じていく必要があるかと思うんですけども。

それですね、(2)の要旨に移りますけども町としてはですね、今回は地震関係も町のほうとしては想定しておりますが、7月、こういった8月、台風等も含めてですね、浸水被害等が非常に頻発する状況にありますし、土砂災害についても懸念されるわけでありますので、(2)では風水害に限定してですね、町の課題、それからそれに対する対策をどのように考えておられるのか伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

風水害等の対策につきましては、遠賀川及び西川の重要水防箇所からの浸水、汐入川の越水及び道路冠水等による状況の把握、台風等により停電が長期化となった場合の対応が課題であるというふうに考えております。

対応策につきましては、災害の情報等の収集につきましては消防団及び職員での町内巡回等により災害情報の収集を行っていきます。また、町民への情報発信については今年度導入に向けて整備している地域情報伝達システム、各戸に戸別受信機を配付しておりますが、これにより各世帯等に情報を配信することで災害時の情報を受け取ることができるようになり、早めの避難判断等ができるようになります。

停電が長期化した場合は各施設の自家用発電機または太陽光発電だけでは長期間対応することができないため、小型発電機を設置し対応していくよう考えています。停電時の電力供給については、今後も検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

課題についてはですね、浸水被害状況の把握、それから停電が長く続いた場合ですね、電力の供給をどうするかというところにあるという課題が提示されましたけども、停電時の電力供給についてはですね、生活する上ではもう不可欠なものでありますので、この対策も十分やらなくちゃいけないと思うんですが、被害状況の収集については人的な状況確認も必要と思うんですけども、これにつきましてはですね、私は今まで水位計の増設についてもちょっとお聞きしたところがございます。そういったことなんですけれども、要旨（3）に移りますけども、そういった中でさらにですね、そういった被害状況を把握するための方法・手段を私は考えたほうがいいというふうに考えるわけですね。

要旨の（3）に移りますけども、危険区域の詳細な情報を早期に収集するためにですね、手段・方法について検討すべきではないかということで通告書に記載しております。浸水被害についてはですね、当然、越水による被害が想定されますし、今回の8月の雨の状況についても執行部側から状況について報告がなされております。内水氾濫についてもですね、当然配慮しなければならないわけなんですけども、そういったことで水位計の増設、これはですね、遠賀川河川事務所と調整するというので答弁をいただいております。今後もそれも引き続きだというふうに考えるわけなんですけども、そのほかにですね、今、ちまたでは監視カメラを設置したらどうかとか意見があります。それと、私自身もそういうことを勘案すれば人員による確認は必要なんですけども、今、ドローン、AIそういったものを使ってですね、被害状況を確認するようなこともいろんな自治体でも検討されてるんですけど、これについての考えはどうなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほど言われました遠賀川右岸側の山鹿河畔公園から汐入川一帯は、堤防高不足のため重要水防箇所に指定され越水の危険性があり、西川においても東小学校の上流左岸側が一部堤防高不足の箇所に指定され、この箇所についても越水の危険性があるような状況でございます。現在では、先ほども言いました職員や消防団による巡回による情報収集しか方法がないという形で、新たな方法をとる形で提案されております。突然の大雨などの対応に対して、この重要箇所を把握できるようにするためには、カメラの設置や有効的な方法等について関係課と協議を検討していきたいというふうに考えております。また、道路や用水路等の冠水しやすい場所についても関係課と協議を行い、監視できる等の仕組みについて検討していきたいというふうに考えております。

先ほど言われましたドローン等につきましては、今後、今ドローンについては遠賀郡消防本部とスカイループジャパン福岡中間店とで防災協定を締結し、災害が発生した場合にドローンを使用した活動支援ができるという形で協定を結んでいるようでございます。雨のときにドローンを飛ばすのは難しいんですけど、そういう形で災害が起こった後状況判断をすることかかっていうところでは、今、郡消防本部のほうで協定書を結んでおりますので、情報把握としてドローンを飛ばせるっていうところは協定でできているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

これについてはですね、しっかり検討していただきまして、効果的な運用を図れるようお願いしたいと思います。

要旨（４）に移りますけども、今回ですね、５月２０日に災害対策基本法が改正されております。それで町の取組が前進するのかなというふうに思いますのでお伺いしますが、まず、基本法の変更内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策基本法の一部改正により、本来避難すべき避難勧告のタイミングでは避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生し、避難勧告と避難指示の違いも十分に理解されていない状況であることから、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告段階から避難指示を行うこととし、見直しがされました。そのため避難勧告の一本化については、本庁舎、各施設、町のホームページ、広報紙において周知を図っているところでございます。

もう1つは、個別避難計画の策定です。避難行動要支援者名簿は平成25年に作成が義務化され、芦屋町でも福祉課で避難行動要支援者名簿の作成を行い、各自治区に配付をしております。国は、普及は進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に問題があることから、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難行動計画について市町村に作成の努力義務が課せられました。避難行動要支援者の個別計画については避難行動要支援者名簿を作成している福祉課や関係機関と協議を行い、避難行動要支援者名簿の中から実際に被災し得る地域に居住している方を抽出し、順次計画を策定していけるよう努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、改正点がありました。特にですね、避難行動要支援者の計画策定については、もう本当にですね、頑張って急いで対応してもらいたいと思います。人の命を救う上ではですね、行動計画というのは行動の準拠になりまして、非常に重要なものだと思います。これについてしっかり取り組んでいただきたいと思います。私自身はそれ以外にもですね、常々申し上げておりますとおり、この避難する計画、マイ・タイムラインについては全員のものでですね、中にはハザードマップでほとんど避難しなくてもいいという方もおられるかと思うんですけども、タイムラインの普及啓発を強化すべきではないかと考えるわけですね。

これについて、どうお考えなのかお伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイ・タイムラインの普及啓発については、町の避難訓練実施の際に訓練参加者にマイ・タイムラインの作成資料の配布や、町のホームページでの掲載を行っているのが現状でございます。コロナ禍の中でなかなか思うように自治区の支援を行うことが難しいですが、強化を進めていくためには浸水想定区域や土砂災害区域の自治区に出向いて、避難行動要支援者の個別計画と併せてマイ・タイムラインの作成について、出前講座の開催や研修などを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

常常これは私が要望してるところですので、今後とも要望していきたいと考えます。

なお、そういったことで一つ提案なんですけれども、今年度ハザードマップ、それから地域防災計画の見直しを今後策定される、年度内に完成するということなんですけれども、その中でですね、このマイ・タイムラインの作成要領について、今、ホームページ等で掲載はされているわけなんですけれども、私はこの改正されるハザードマップの参考資料の中にですね、記載していただければ、皆様がハザードマップを見ながら自分のタイムラインを確認できるような環境が整いますので、これについて掲載すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、議員が御指摘されました御意見という形の中でハザードマップを今年度、見直しを今やっているところでございます。このハザードマップの中にマイ・タイムラインの作成資料を掲載することにつきましては、まだ作成中でございますので検討していきたいというふうに考えておりますし、このハザードマップとマイ・タイムラインの内容が一緒に掲載されることは、その中でマイ・タイムラインを作成することができ、一目で分かりやすく、一緒に保管できるというよい利点があるのではないかと考えておりますので、これは作成資料をこの中に入れるような形で今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ぜひともですね、町民の皆様にこれを活用していただきまして自分の避難計画をつくっていただく、そういったことで普及啓発に努めて私自身もまいりたいと思いますので、御支援を賜りますようお願いいたします。

要旨（5）なんですけれども、訓練ですけど、今回もやっていただきましたがコロナ禍ということで成果もそこそこだったようには感じますけど、やはり防災・減災の課題を洗い出すためにはですね、やっぱり訓練をやっていかないと、なかなか何が問題なのか分からない。計画してるんだけど、それが実際に行動してみるといろんな問題が出てくるわけですね。

そういうことで訓練に当たってはですね、私は中期的な防災訓練、これについてやっぱり考える必要があると思います。現在、年に1回または今強化して2回ぐらいやろうという町のお考えのようではありますが、これはですね、ある程度の進捗が進めばそれでいいんですが、今いろんな

問題を抱えている中で訓練というのはたくさんやっぱりやる必要がある。町の職員の皆さんの動きのこともありますし、対策本部の設置に関しても実際してみたらどうなのかと。あんまり私も議員になって見たことがありませんので、もう少しやっぱりいろんな訓練をやったほうがいいと思います。この地域防災計画の策定が必要と考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練に関しましては主に、先ほど言われました町民を対象とした避難訓練を年2回実施するように計画をしております。訓練内容につきましては、6月頃に梅雨の出水期を迎える時期を想定した洪水避難訓練、11月には地震・津波を想定した避難訓練を計画し、町民の避難を促すための意識づけや啓発の促進を図っております。今後とも継続して訓練は実施していきたいと考えております。

また、中期的な計画の策定につきましては各自治区の地域状況、地区状況に応じて考えていく必要があるため、今後の検討課題であると考えてます。芦屋町では水害が一番考えられるため、浸水想定区域に入っている自治区については危機管理専門官と区長とでの協議を行い、どのような訓練等を実施していけばよいか協議を進めていきたいと思っております。職員の危機管理に対する意識の向上や災害に対しての体制づくり等、職員の災害に対するスキルアップを図るための訓練も危機管理専門官と協議を行い、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

訓練はですね、やっぱり実際の場の状況をよく勘案しながらですね、検証していくということが重要かと思っております。その中で課題を抽出して今後の対策を講じていくと。これはもう続けていかなければ防災・減災の対策にはなりませんので、くれぐれもその辺りは肝に銘じて対応していただきたいと思っております。

要旨(6)ですけどもう時間が10分切りましたので、ありませんので、私がここで申し上げたいのは、実は地域防災計画の中にこの備品とか資材のですね、備蓄に関してはそういった基本計画を策定するように記載があります。それはつくっていたほうが、当然つくるべきだと考えるわけですけども。

今ですね、各自治体ではですね、避難所の運営それから備品、こういったものでよく新聞掲載がございます。特に避難所、小学校のマンホールの上にトイレをつくるとかですね。あと、備品

関係ではいろんなコロナもあるんでしょうけど、赤ちゃん、それから液体ミルク、これも当然、前回は「考えてますよ。」という話でした。あと、女性の生理用品ですね。そういったものも含めて準備をしていかなくちやいけないということがございますので、備品の準備もしっかりやっていただきたいなと思います。防災・減災対策は町民の生命、生活に関わる課題であります。重要な課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいと考えます。

件名2、遺族の手続一括対応についてです。

実はですね、亡くなられた方の遺族が手続で町に来られるわけですけど、複数の窓口を回らなくてはならないと。で、そういった中で新聞掲載を見ますと、いろんな自治体でそういったお悔やみ窓口を設けて対応してるところがございます。

それでちょっとお伺いしますけども、芦屋町の遺族手続内容と窓口の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

遺族の方の手続内容と関係窓口の対応状況について答弁させていただきます。

住民の方がお亡くなりになったとき遺族が行う行政手続につきましては、お亡くなりになった方の年齢や状況によって対応する部署が変わってまいります。現在、芦屋町では7課10係にて対応しているところではございますが、今回は手続の起点となります住民課の私のほうから、これらを一括して説明させていただこうと思います。

最初に、住民の方がお亡くなりになったとき役場住民課に死亡の届出が必要となりますが、大半は葬儀の準備などで忙しい遺族に代わって葬儀社が代行しています。この届出を受け住民課では、お亡くなりになった方の状況に合わせて必要書類の一覧などを作成・通知しており、後日、遺族の方がスムーズに手続が行えるよう対応しております。遺族の方は葬儀の後おおむね1週間以内に必要書類を持って住民課に来庁されていますので、それから様々な手続を行っていただいています。

次に、各課で対応している主な手続について触れてまいります。

まず、住民課では国民健康保険に加入されている方などの保険の喪失や葬祭費支給の手続、年金受給者の未支給年金に係る手続などを、福祉課では身体障害者手帳等所持者の手帳返還の手続などを、健康・こども課では児童手当をはじめとする各種手当の廃止または受取人変更手続などを、税務課では相続人代表者などに係る手続などを行っております。次に、環境住宅課では町営住宅に係る世帯員の減員の手続、都市整備課では下水道使用料に係る井戸水世帯の減員などの手続、学校教育課では給食費に係る廃止手続などを行っており、お亡くなりになった方の状況に合わせ

て様々な組合せにて対応しております。

最後に、各課の窓口の対応状況について説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり遺族の方は葬儀後、手続に必要な書類を持参され住民課に来庁されます。このとき住民課のローカウンターにおかけいただき各種手続を進めていくわけですが、庁舎1階同フロアにある住民課、福祉課、健康・こども課、税務課の4課に関係する手続については、遺族の方が窓口を移動することなくワンストップの形で行っています。ただし、他フロアにある環境住宅課、都市整備課、学校教育課に係る手続については当該課まで遺族の方に移動していただき、手続を行っていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁にございましたようにワンフロア、1階だけで済む場合は一括対応と同じような状況になってるとお伺いしましたけども、中にはですね、いろんな顔もあってですね、今落ち込んでる状況で大変な中でありますけども、手続をしなければならないということで役場内を悲しみながら回っておられる、そういう状態をよく見かけます。そういうことで新聞掲載を本当見てみますとですね、お悔やみ窓口を設けたりハンドブック、まあこれは町の対応で事前に連絡されてるといってお話も聞いております。

それはそれとして、やはりそういった町民の苦しんでおられる方に対する寄り添う町の姿勢というのはですね、本当に重要なことじゃないかと思えます。そういう意味で、一括対応についての検討ができないのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

今後の遺族の手続の一括対応について、福岡県内の現状などを触れながら答弁させていただきます。まず、各種・複数の行政サービスを1か所で手続を可能とする窓口のことを、一般的に総合窓口と呼びます。福岡県内60の自治体のうち8つの自治体で総合窓口が導入されていますが、実際に遺族の方が移動せずワンストップで手続が完了する自治体は4自治体のみとなっています。また郡内3町においても、遺族の方がそれぞれの部署を移動して手続を行っていただいているような状況です。このことから、ワンストップで遺族の手続が完了する自治体は少ないことがお分かりいただけると思います。

一方、芦屋町では先ほど要旨1でも触れましたように庁舎1階同フロアにある民生部門4課で

の遺族の手続はワンストップで対応していますが、他フロア3課については移動していただいています。現状、部分的なワンストップ窓口という運用となっていますが、実態としては他フロア3課に移動する必要がある遺族の方は少なく、約9割の方が民生部門4課で手続が完了しております。このことなどを踏まえますと、一定以上ワンストップの対応はできていると感じておりますので、今後とも現状どおり対応してまいります。

ただし、町としては住民に分かりやすく、優しい、そして迷わない窓口にするための改善は常に考えていく必要があります。昨年度はハイカウンターをローカウンターに変更するなどの改善を行いました。本日、松岡議員からいただいた御意見は今後の窓口改善に向けた検討課題の一つとして賜り、生かしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

周辺を見ますと、まだまだそこまで進んでないという答弁もございましたが、私はやはりですね、こういった悲しみに打ちひしがれている状況にある町民の皆さんに、本当に手続に関してはですね、町のサービスはこのように向上してると。また、カウンターの前ではなかなかそういったですね、周りの方に御迷惑、お客さんもおられますのでその辺りをよく配慮していただきまして、必要であればどっかの一つの部屋でもですね、そこに皆さん担当課の方が出向いていただいでですね、少しでも和らげられるようなサービスをしていただければ、本当に町の皆さんは喜ばれるんじゃないかなと思います。

そういうことで、行政も大変でしょうけどこの辺りを検討していただきまして、よい町になりますように期待しまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。今日は忘れずネクタイをちゃんとしてきております。昨日はどうも御迷惑をおかけいたしました。発言通告に従いまして質問を行います。

まず、特別障害者手当の周知についてです。

特別障害者手当とは国の制度であり、障害者手帳がなくても著しく重い障害があり、日常生活

で常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給される。本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があり、本人の給与収入の目安は年収518万円である。自宅のほかグループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅も対象となっており、入院患者や老人保健施設・介護療養型医療施設の入所者も3か月以内なら対象となります。介護保険の要介護4、5の高齢者も手当を受け取れる可能性があります。

制度の中身が知らされておらず、障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネジャー、広報などで周知徹底を行う必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対し、精神的・物質的な負担の軽減の一助として支給されています。議員がおっしゃられるとおり、障害者手帳を持たれていない場合であっても認知症が重度であったり介護度が要介護4、5であるなど、重度障害と同程度と認定される場合には特別障害者手当を受給できる可能性があります。なお、審査については医師の診断書に基づき県が行っております。

福祉課障がい者・生活支援係では、この制度について町のホームページや福祉のしおりで周知しているほか、新規に障害者手帳を取得された方に対しては窓口で案内しているところでございます。議員御指摘のとおり、高齢者に対しては積極的な周知が行われておりませんでした。よって、ホームページの内容を修正するとともに広報紙による周知を行います。なお、福祉課の高齢者支援係窓口においても当制度の周知を行うこととし、地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対しても当制度について周知し、対象となりそうな方への案内を行ってもらえるよう依頼したいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ周知徹底をね、お願いいたします。ちなみに芦屋町における特別障害者手当の受給者は何人おられるのか、また要介護4、要介護5の方は何人おられるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現在受給されている方は芦屋町内で8人であります。全て障害者の方です。

あと、要介護認定で要介護5と4の人数ということで、7月末現在で要介護認定5の方が58人、4の方が100人で、合計158人となっております。そのうち、制度の対象となる在宅で過ごされている方は50人程度おられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

50人程度、対象になる可能性のある方がおられるということで、これを周知することによってですね、受給資格のある方は受給が可能となります。日常生活動作評価、日常生活能力判定等いろいろなですね、課題はありますがですね、ぜひ周知してこういったことを申請してですね、それが通ればですね、2万7,350円が介護や生活の費用に充てられるということなんですね、ぜひそういったことを周知していただきたいと思います。

特に芦屋町はですね、広域連合に加入しております。広域連合議会としてはですね、来年の2月しかありません。北九州市は第8期事業計画のパンフレットにこの周知をですね、図っています。広域連合としましてもですね、来年の議会を待つのではなく私たち広域連合議会の中の有志ですね、広域連合に申し入れをして、広域連合としましてもですね、この周知を徹底するように申し入れたいというふうに思っています。町としてのですね、周知徹底を求めてこの質問を終わります。

続きまして2点目の、重要土地等調査規制法についてです。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案、略称「重要土地等調査規制法案」が国会で可決された。日本共産党は、プライバシーや財産権を脅かし監視社会につながる法律であることから反対しました。この法律は基地周辺などを注視区域に指定し、機能阻害区域があるかどうか土地の利用状況を調査するものであります。特に重要な基地周辺では特別注視区域に指定し、土地売買などに事前の申出を義務づけ、応じなければ刑事罰が科される。法案提出の理由として、基地周辺で外国人が土地購入をしており自治体から不安の声が上がっていることを挙げたが、条文では規制対象を外国人に絞っていないため、外国人を対象とした不動産取引など外国資本の取引を規制するものになっていない。そのため私たち国民も調査対象となることになり、国民を監視するものと考えられます。

また区域指定もあり、不動産売却の下落など住民の財産権にも大きな影響を与え、不利益をもたらす懸念もあります。生活関連施設も対象となりますが、どんな施設が対象となるのか、どのように干渉するのかなど、思想信条の自由を侵害し個人の自由な活動を制限する重要な法案であ

るのに、核心部分は全て政府に白紙委任している。さらに、政府は地方自治体が所有する個人情報
を収集し、本人の同意なく他省庁と共有することを明らかにしています。芦屋基地は第13飛行
教育団、芦屋救難隊、PAC3などが配備されており、北部九州の重要な基地となっています。
そこで次の点を伺います。

1点目、特別注視区域と注視区域があるが、芦屋基地はどちらに指定されるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関す
る法律につきましては令和3年6月16日に法案が成立し、令和3年6月の23日に公布され、
公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定めるようになっております。
現状としては、詳細な内容についてはまだ政令で定められておりません。本法律を読みますと、
注視区域の指定につきましては同法の第5条に、特別注視区域の指定については第12条に記載
されております。

第5条では、「内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離
島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等
の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域とし
て指定することができる。」と規定されております。第12条では、「内閣総理大臣は、注視区域
に係る重要施設が特定重要施設である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等であ
る場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。」と規定されていま
す。「内閣総理大臣は、注視区域、特別注視区域を指定する場合は、あらかじめ、関係行政機関の
長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されてお
ります。「内閣総理大臣は、注視区域、特別注視区域を指定する場合には、その旨及び区域を官報
で公示しなければならない。」と規定されております。この「注視区域、特別注視区域を官報で公
示することによって、その効果を生ずる。」と規定されております。「内閣総理大臣は、官報によ
る公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公
共団体の長に通知しなければならない。」というふうに規定されております。

以上のような流れを経て地方公共団体の長に通知がされるようになっているわけですが、政令
等でまだ詳細な内容が定められておりませんので、区域に指定されるか、また、どちらに指定さ
れるかについて現時点では分かりません。また、芦屋基地を通じて防衛省に確認したところ、「注
視区域や特別注視区域の指定については個別の施設の特性やその施設がある地域の状況を踏まえ、
安全保障等の観点から真に必要な認められる地域について、土地等利用状況審議会の意見を伺っ

た上で指定することとなっていると承知している。具体的にどの区域を指定しているかについては今後政府として慎重に検討が進められているものと認識しており、防衛省としても内閣官房としっかり連携の上、対応していく。」という形で回答を得ております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今述べられたようにですね、法律は通っていますけど内容についてはほとんどがですね、決まっていないという状況です。今後、全てが政府の意のままのですね、運用にされる危険な法律であります。来年の9月にはですね、全面施行を行うということが決まっております。

それで、重要土地等調査規制法は政府が安全保障上重要とする全国の米軍基地、自衛隊基地、原発などの周辺約1キロメートル、また国境の離島を注視区域、特別注視区域に指定し、区域内の土地・建物の所有や利用に関する調査、利用の制限、特別注視区域内の不動産取引の事前届出の義務などを行うことになっています。政府は、自衛隊基地だけで注視区域の候補は全国で400数十か所、特別注視区域の候補は100数十か所に上ることを明らかにしています。特別注視区域は司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地、基地等となっています。特別注視区域は一定面積以上の売買で双方に利用目的の事前届出を義務化し、違反すれば刑事罰が科せられます。こういったことを調査する目的としてはですね、重要施設の機能を阻害する行為、そのおそれのある行為を目的とした土地等の利用をやめさせるためということにしています。こうした行為の調査を行うには日常的な行動監視が必要になります。調査の結果、政府が重要施設の機能を阻害する行為やその明らかなおそれがあると判断すれば、利用中止を勧告・命令します。命令に違反すれば2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられます。

例えば、区域内の不動産取引に関し宅建士が重要事項説明を怠った場合、業務停止命令などの行政処分が行われ、従わない場合は懲役2年以下または罰金300万円が科せられます。区域内の土地・建物の売買に事前の届出を義務づけられ、宅建業法の重要事項説明の対象として契約前に説明が義務づけられています。政府は、区域内の土地・建物が敬遠され土地取引価格の下落を招く可能性があるということを認めましたが、その一方で「政府としては補償は予定していない。」と答弁しています。機能阻害行為とは全く無縁の国民が経済的不利益を被るということは、絶対にあってはなりません。また、調査の結果、重要な施設などの機能を阻害するかその明らかなおそれがあると判断すれば、政府は土地・建物の利用中止を勧告・命令することができるし、また、従わなければ懲役を含む刑事罰が科せられるということになります。

それでは、機能を阻害する行為とは何を指すのか、何を調査するか、こういったことはですね、

まだ決まっておりません。今後、政府のさじ加減一つです。基地だけではなく生活関連施設等もですね、この調査対象になります。これは、例えば対象施設としては原発とかですね、軍民共用空港、こういったものが挙げられてましたが、国会の審議の中ではさらに広がって鉄道施設や放送局、水道河川施設など将来的に政令を拡大する可能性が明らかになってきているということで、対象は広がるばかりになります。こういった調査をどうやってするのかという点ではですね、法律には「内閣総理大臣は、関係行政機関の長などに対し、利用者その他の関係者に関する情報のうち政令で定めるものの提供を求めることができる。」としています。政府は関係行政機関に、住民を日常的に監視している警察、公安調査庁、自衛隊の情報保全隊が含まれることについて、条文上には排除されていないとして、あるというふうな答弁をしております。

自衛隊情報保全隊というのは皆さん初めて聞くと思いますが、自衛隊情報保全隊というのはですね、例えば2003年のイラク派遣のときにですね、自衛隊のイラク派遣に反対していた市民団体や政党など、全国289の団体・個人の情報を収集していたことが明らかになったと。情報保全隊が作成した文書では、反対集会やデモ隊に関する発言内容や規模などが詳細に記録されていたほか、集会参加者も撮影されていたと。東北地方在住の監視被害者107人が仙台地裁で起こした自衛隊の国民監視差止め訴訟では、仙台地裁と仙台高裁はいずれも情報保全隊による市民監視はプライバシー権を侵害した違法な監視として、国に賠償命令を出しております。

また、警察もですね、例えば2016年の参議院選挙では、野党統一候補を支援する団体の事務所敷地に大分県警別府署の署員がビデオカメラを設置し、市民を隠し撮りするという事件が起きました。この事件では選挙や労働組合活動のために出入りした犯罪と無関係の市民が隠し撮りされたという、こういった事件です。ほかにもですね、大垣事件とって原発運動に反対していた人たちの市民の個人情報を警察が収集して電力会社に提供していたという、そういった事件も明らかになっていて、自衛隊の情報保全隊も警察も、また公安調査庁もですね、常に国民を監視し情報収集を行っているという、そういった情報収集機関であります。私も35年前、警察と公安調査庁にスパイ強要されて、それに対して15年間、国賠訴訟で闘ってですね、そういった情報収集スパイ強要は違法だという判決を採っているの、常にこういった組織が国民の情報、特にそういった自衛隊基地関係の情報を取っていることは明らかであります。

法にはですね、本人の同意なしに自治体が管理する、例えば町が管理する住民基本台帳や氏名・住所・国籍を政府に提供させるというふうに言っています。土地登記簿といった公開情報だけでは分からない個人情報が収集され、思想調査まで及ぶ危険もあります。また、政府は役所や事業所、地域住民から情報提供を受ける窓口をつくると言ってですね、つまり密告を国民の中に推進していくという、そういったあらゆる手段が総動員されています。まさに、住民の財産権やプライバシー権を侵害するものです。

それではですね、3点目の件に移ります。2点目については基地周辺1キロが区域に指定されるということは、これはもう今の中でも入ってましたので3点目に行きます。

防衛省は既に2013年から20年にかけて全国約650の米軍・自衛隊基地に隣接する土地の調査を行い、所有者約8万人の調査を行っています。芦屋町では芦屋基地を対象としていますが、何人の土地所有者にどのような調査を行ったのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局に確認したところ、防衛施設に隣接する土地の調査方法については法務局より隣接する土地の不動産登記簿及び公図を取りつけ、土地所有者等を確認するなど実施しており、所有者が法人の場合においては商業登記簿を取りつけ、本店の所在地等を確認しているとの回答でございました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町も3施設あるわけなんですけど、これで大体300件の土地所有者の情報収集を行ったということです。土地利用規制法では自衛隊や米軍基地などの隣接地にとどまらず周辺約1キロの土地を対象としますから、この数字よりですね、さらに膨大な住民が国の監視下に置かれます。芦屋基地から1キロといいますと遠賀川、山鹿を除いたほとんど全ての芦屋がエリアに入るといって、そういった状況の中で、いろんな土地の取引とかをやったときにはちゃんと報告してやらなきゃいけないという、そういったことになります。それで、この調査を8万人にやったわけですけど、結局この中で政府が最大の口実としていた外国人とみられる土地取得者は、この調査では僅か7件しかなかったということですね、立法事実が完全に崩壊して、残るのは財産権や人権の侵害という、こういったことだけになっています。

話は変わりますが、2016年に公開されたアニメ映画「この世界の片隅に」が、先日もテレビで放映されておりました。この映画には戦時中、軍艦の行き交う広島県呉市の呉港をスケッチしていた主人公が憲兵から間諜行為、まあ、間の謀略ですね。と糾弾される場面があります。戦前・戦中、要塞地帯法や軍機保護法などにより軍事施設や軍需工場などの写真撮影やスケッチをしただけで国民はスパイ扱いされ、罰せられました。土地利用規制法はこの要塞地帯法の現代版です。

こういったですね、ことを受けて質問の最後、町民の多くが影響を受けるが町長はどのように考えるか、その点について伺います。短く回答をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何とお答えしていいか分からないんですけど、これは公布されたのが令和3年6月23日ですよ。そして、その内容について結局、本来こういうのは防衛施設局から来て「こういうふうになりました。」という説明があるんですが、まだ一切そういう説明もないしペーパーで来たのもないし、内容自体どういうものかというのは把握しておりませんのでですね。川上議員は一生懸命やっぱり勉強されてるんでお分かりでしょうけど、行政としては行政の立場の中で粛々とですね、説明を聞いてですね、どのような形で対処したらいいかということになるかと思います。

まだ白紙状態でございます。御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まだ法律の内容もですね、全然決まってないで、スタートラインはもう来年の9月からということだけははっきりしとるということで。大変こういった法律をですね、中身の決まってないものを国会で通すことはどうなんだというふうに思います。やはりこの法律についてですね、いろんなところでもう既に反対の声が上がっています。例えばやっぱり沖縄なんかはですね、沖縄住民が「基地によって被害があっているのに、被害者を監視するのか。」と言ってですね、名護市とかですね、3市町がこの意見に反対する意見書を上げるとか、また北海道でも、この意見書を凍結してもっと十分に審議すべきだという、そういった意見書がもう上がってきております。

最後にですね、やはりこういった自治体も内容が分からないものをですね、一方的につくって押しつけてくる。そして、それに関連する自治体においてはですね、いろんな個人の人権の問題もありますけど、土地評価額が下がってですね、財産権にも大きな影響を与えるという、こういった状況の中でですね、中身が分からないままに押しつけるということ自体がやっぱり本当に無謀だと思います。

最後にですね、この土地利用規制法はですね、安倍自公政権が成立させた秘密保護法、安保法制、共謀罪などと連なるですね、戦争できる国づくりの一環です。日本国憲法の基本原理の空洞化をもたらす危険性があります。日本国憲法の下で軍事目的の土地収用は認められませんでした。ところが、この法には国による土地等の買い取りが合法化されています。国会審議は僅かな審議しかせず、議会制民主主義を軽視し、しかもコロナ禍で国民が大変な苦境にある中での強行は民主主義に対する蛮行であり、国民を監視する、こういった法律はですね、廃止すべきだというこ

とを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、11時10分から再開します。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、認知症の早期発見について。

認知症は早期発見・早期対応が大切ですが、加齢によるものか認知症によるものかを判断することは難しく、医療機関への受診になかなか踏み切れず発見が遅れてしまう場合もあります。認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃さないために、他の病気同様、認知症を早期発見し適切な治療につなげることや、予防や地域での支援につなげるきっかけづくりが必要であると考えます。そこでお尋ねいたします。

要旨1、認知症の早期発見について、その取組をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

アルツハイマー病や脳血管障害など様々な原因で発症するといわれている認知症ですが、多くの場合、早期に症状を発見し治療を開始することで症状の進行を緩やかにし、治療しない場合と比較して、その人らしい生活を長く続けることができると言われております。福祉課では認知症の人を早期に発見するための取組としまして、要介護認定を受けていない高齢者や、家族や民生委員などから相談・情報提供のあった高齢者を対象に保健師による戸別訪問を行い、必要に応じて本人や家族に対して認知症の専門医療機関への受診を勧めているところでございます。

これらの取組を進める上で、当事者が専門医療機関を受診することに対する心のハードル、こちらを取り除くことが重要となりますので、訪問活動と併せて広報紙への認知症に関する記事の掲載や、認知症のセルフチェックや専門医療機関が記載された認知症あんしんガイドの配布、認

知症サポーター養成講座などを通して認知症に関する正しい知識の啓発を図り、早期の治療開始の重要性について住民の方へ理解が深まるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、課長からお話がありました「認知症あんしんガイド」、これなんですけども、「認知症あんしんガイド」のチェックリストに答えていって何点かとかですね、後ろのほうに認知症の専門の医療機関等が書かれているようなものなんですけども、私このガイドをですね、数人の友人に見せました。皆さん知りませんでした。

地域福祉計画の令和3年度の行動計画で、このガイドは必要に応じて配布するという計画になっております。先ほどサポーターの制度のことも言われましたが、実際にはサポーター制度の受講者もそんなに多くありません。せっかくお金をかけ良いものをつくっても、適切に活用されなければ効果は出ません。現状で、このガイドは認知症の早期発見にどう活用され、また効果を発揮しているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

活用方法としましては、「認知症あんしんガイド」は福祉課窓口や芦屋中央病院の待合室のラックに設置しているほか、高齢者宅への保健師訪問時に必要に応じて配布しております。また、世界アルツハイマー月間である9月に図書館にて特設ブースを開設し、ガイドを設置しております。

効果についてですが、「認知症あんしんガイド」によるセルフチェックは御自分または家族による気づきによるものなので、数値としての効果は把握できておりません。しかし、「専門の医療機関が記載されていて分かりやすい。」、「スムーズに病院に行くことができた。」などの評価をいただいております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

じゃあ、要旨2に行きます。認知症の正しい理解の推進について。

ある住民から「友人に物忘れのような症状があるので心配している。受診を勧めたいが、なかなか言い出せない。」というような相談を受けました。他の病気なら早めの受診を勧めるのに、な

ぜこの物忘れはそれができないのでしょうか。また、別の住民からは「認知症になって人に迷惑かけたくない。」「認知症になったら死んだほうがまし。」「恥ずかしい。」というような声もありました。このような思いが根底にあるため、「相手がショックを受けるかもしれない。」「人間関係にひびが入るかもしれない。」と感じ、受診を勧めることができないのではないのでしょうか。

今も認知症は、完全な予防や根治する薬はありません。しかし治療で進行を遅らせ、治る場合もあります。認知症になる前の軽度認知障害は予防に取り組みれば発症を防ぎ、症状が改善する場合もあると言われていています。そもそも認知症はゆっくりと進行する病気で、急に何もできなくなるわけではありません。早期に発見することでその後の生活設計を見直し、準備することができます。また、徘徊したり大声を出したりする人は全体の1割程度と言われ、症状の出方も人それぞれです。私は、気になる症状があってもなかなか受診につながらない要因は、認知症に対する正しい知識が不足しているからではないかと推察しております。つまり、認知症を正しく理解することが早期発見につながる1つの方法ではないかと思えます。

今、課長から、『このガイドでチェックできて、つながってよかった。』という声もあってる。』という話ですが、実際にはそれほど活用されていないのではないのでしょうか。今後、知らないという、さっき話もありました。今後、町はどのように認知症の正しい理解を推進していくのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

認知症に対する正しい知識を周知する施策として、町では認知症講演会や認知症サポーター養成講座を実施しております。現在はコロナ禍につきまして、講演会は昨年度に引き続き開催できておりませんが、重要な施策として今後も引き続き推進していきたいと考えております。また、認知症を正しく理解するとともに高齢者本人や家族がセルフチェックできる機会を増やし、気になる点があれば専門医療機関等へ相談できるよう、相談先の情報を提供することが重要と考えております。よって、セルフチェックや専門医療機関を記載した「認知症あんしんガイド」を有効活用し、幅広い世代に周知したいと考えております。

住民の皆さんの目に留まることが重要と考えますので、広報あしやでの特集記事の掲載や「認知症あんしんガイド」の折り込みを行いたいと思います。また、健康・こども課と連携し、各種健康教室や健康講座等で説明を加えてのガイドの配布をしたいと思います。これらの方法により、それぞれの御家庭でセルフチェックできるきっかけづくりに、より一層努めてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

要旨3、物忘れ検診の導入について。

先に述べたように、認知症は自分自身が発症していないか不安はあっても医療機関への受診に踏み切れなかったり、家族や友人が気づいていても検査を勧めにくいのが現状であります。そこで何かよい対策はないかと調べていたところ、物忘れ検診を導入している自治体があることを知りました。残念ながら県内で実施している自治体は見つけることができませんでしたが、埼玉県全域、横浜市、神戸市、ほか9市で実施していることを確認いたしました。

その目的は、認知症の早期発見と重症化予防などの早期対応です。自己負担無料で地域のかかりつけ医などで簡易検査を受け、認知機能の低下の疑いがあれば専門医を紹介し、認知症の診断を受けるといった流れになっております。要経過観察者になった人や家族に対し、かかりつけ医が経過観察を行い、地域包括支援センターと連携し、その後のフォローで必要な支援につないでいる自治体もありました。物忘れ検診は住民が抵抗なく認知症治療を受ける糸口となり、また、予防に向けた働きかけを行っていくシステムの構築にもつながるのではないかと考えます。

現在、町では認知症を早期発見するための有効な取組が、まだまだ進んでないかと思えます。今後、芦屋町でも認知症の早期発見の施策として物忘れ検診の導入を考えてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

物忘れ検診は、全国的に比較的大きな市で実施されてるようです。今、議員から説明がありましたが、この検診は認知症の診断を行うものではなく、医療機関が認知機能の低下についてチェックリストによる簡易的な検査を行い、認知能力の低下が疑われる場合は認知症の診断医や専門の医療機関を案内しているようです。芦屋町における地域包括支援センターでの現在の取組や他自治体の事例を検証し、実施について必要性を検討したいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

最後に、長引くコロナ禍で他者との交流の減少などで、認知症の発症が増加していくのではないかと危惧しております。実際、今回の決算でも介護の給付費が前年よりも上がっております。

認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、この「認知症あんしんガイド」にもしっかり書かれております。ぜひとも早急に導入していただくよう、よろしく願いいたします。

では次に件名2、洞山・柏原漁港周辺の活性化について。

なみかけ遊歩道からの洞山、千畳敷、狩尾岬、夏井ヶ浜はまゆう公園へと続く海岸線は、ほかにはない芦屋町の魅力ある場所です。しかし、その周辺には多くのごみが見られ、洞山には案内図などの看板もなく、観光客には「分かりづらい。」との声も上がっております。また、手前の堂山の海岸線は崩落の危険もあり、漁港フェンス側からも安全に行ける環境は整備されておられません。さらに、柏原漁協が管理していた海の駅も休業したままで、飲食できる場所もなくなり残念に思っている住民や観光客もいます。この状況では、地域資源を生かした観光の魅力づくりが進められているとは言い難いと思います。そこで、洞山・柏原漁港周辺の今後の活性化の方向性についてお尋ねいたします。

要旨1、洞山及び柏原漁港周辺の清掃状況についてお尋ねいたします。

今年の春、洞山周辺をサイクリングしていた観光客から「ごみが多い。」との御指摘をいただきました。私も昨年秋から半年以上この周辺の様子を見てきましたが、確かにごみは目立ちます。清掃は定期的に漁協の婦人部の皆様などが行い、また、スポット的な清掃も行っているようですが、それでも観光客からは「ごみが多い。」との御指摘をいただく現状でございます。

観光客の声を受け止め、今後改善に向けた対策は何かあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

所管のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在は所管係において週に1回～2回、海岸周辺のパトロールを行っており、柏原漁港周辺のごみの状況について確認をしているところでございます。柏原漁港周辺は洞山を有する景勝地でもあり、なみかけ遊歩道から夏井ヶ浜へと続く観光ルートの中間地点でもあることからサイクリングやドライブなど多くの方がすばらしい景色を期待され、訪れていただいているものだと思います。そういった観光の視点からも担当課としまして、ごみのないきれいな状態を保ちたいと考えております。

きれいな海岸を保っていくには、現在の取組で達成することは容易なことではないと考えております。しかしながら多くの方が訪れる場所であることもあり、改善を図っていくことが必要であると思っております。現在行っております定期清掃や漂着ごみの回収の継続はもちろんのことだと思っておりますが、そのことに加え、住民の方々など多くの方とも意識を共有し、また、訪れた方にもその姿勢や意識が伝わるよう機運を高めていくことも今後の課題ではないかと考えま

す。所管課としましては海岸周辺のパトロールを継続し、周辺のごみの状況を把握していきたいと思っております。

その状況も踏まえ、今後の対応や効果的な方法について検討し、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

これから担当課がパトロール等で様子を見るということで、引き続き私も経過観察していきたいと思えます。

ただ、私も以前からごみについては担当課に問題提起しておりました。いつまで様子を見ればよいのでしょうか。清掃も現状のままでいくのか、何か対策を講じる方向で御検討されるのか、その結果はいつ頃お出しになるのでしょうか。お考えがあればお答えください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今後の検討ということでお答えしたいと思えます。

ごみにつきましては主に来訪者などにより捨てられたごみ、それと海や川から漂着したごみ、こちらの2種類があると考えております。漂着ごみにつきましては補助金等を活用し、今後も回収を行ってまいりたいと考えております。

所管課としてましては、まず来訪者などにより捨てられたごみの改善について検討を進めていきたいと思っております。取り組む課題として今考えていることでございますが、まず1つ目、先ほどお話もありましたように現状の改善、こちらについて。2つ目にマナーアップの向上というものを考えていきたいと思っております。現状の改善につきましては特に来訪者が周遊する場所を重点エリアとし、現在の清掃業務エリアや内容の見直しについて関係者とも協議を行い、進めていきたいと思っております。マナーアップの向上につきましては芦屋町の交流人口増加などの取組を検討する観光芦屋協議会において、観光推進の観点からもマナーアップの向上について、その対策などを今後話し合っていきたいと考えております。

こういったことを今、現状考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今の私の質問は、結論は大体いつ頃をめどに評価されるのかっていう質問で、何をされるかっていう質問ではなかったんですけども、お考えがなければもう次に飛ばします。

要旨2、昨年から漁協が管理する海の駅は休業状態にあります。先日、観光客に洞山観光のきっかけをお尋ねすると、「以前、ネットで海の駅を見つけて食事をした。」と話されていました。また、別の観光客は「かき氷など、ちょっと食べるものがあるといい。」という要望もありました。この周辺にはコンビニはおろか買物する場所ありません。せっかく観光客が訪れても、お金を落とすことはないのです。

洞山は町を代表する観光地であっても、ここに経済を回す仕組みはありません。観光と経済は一体的に考えていく必要はないのでしょうか。洞山、そして柏原漁港周辺の地域経済の活性化を町はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在の洞山周辺の状況としましては観光客を受け入れる店舗などはなく、唯一飲食店として営業を行っていた海の駅は、現在休館した状態となっております。

洞山周辺の地域経済の活性化についてですが、現在のところ洞山周辺に特化した具体的な計画はございません。第6次総合振興計画では、水産業の主要施策として新たな商品開発や地産地消の取組、また、育てる漁業を支援していくことなどを掲げております。この施策を推進することにより、地元経済の活性化につなげていきたいと考えております。また、観光面では洞山周辺のみならず、なみかけ遊歩道、柏原周辺から夏井ヶ浜周辺にかけての山鹿の観光エリアとして、観光及び活性化策を考えていく必要があるものと考えております。

今後の観光施策の推進に当たりましては、総合振興計画にもありますとおり芦屋町観光基本構想に基づき施策を進めていくこととしておりますので、方向性等につきましては来年度作成を予定しております観光基本構想の中でも課題として検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今お話にありました観光基本構想の計画、次の期間はですね、2023年4月からではないでしょうか。まだ1年半以上もあるんですね。洞山周辺では唯一の飲食店だった海の駅が休業し、1年以上になります。先延ばしにせず、ぜひ早めにですね、地域経済を考えた施策をですね、検

討していただきたいと思います。

では要旨3、今後の洞山観光の方向性についてお尋ねいたします。

今回、私は通告書の要旨に「洞山には看板はない」と書きました。実際にはトイレ付近に看板はありましたので、ここで訂正を申し上げます。しかし、洞山を観光する上でそのような離れた場所にですね、看板があっても皆さん気づかれないんじゃないでしょうか。私も気づきませんでした。そもそも看板自体も、洞山を観光するにはちょっと分かりづらいものではあると思っております。また、漁港のフェンス側から奥の洞山に行く道沿いの草は伸びて、2つの山の洞山間の平地の部分ですね、舗装もされておらず、使用禁止になったままのトイレ、雑草、ペットボトルなどのごみも落ちております。そして、観光客は洞山の洞窟を見るために波よけの胸壁にある切れ目から降りてですね、その切れ目は水抜き目的のため安全に降りれるようになっていないんです。ちょっと段差が高いということを皆さん言われてます。このような状況で本当によいのかなと、私も行くたびに思っております。

今後どのように安全対策を講じ、観光客の利便性を向上させていくお考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。現在、芦屋町観光基本構想の基本施策の中に、洞山一帯については海洋性レクリエーションエリアと漁業エリアに区分し、観光客にとってさらなる利便性の向上を図っていくということになっております。この施策に基づきまして平成27年に柏原漁港周辺産業・観光整備工事を実施し、漁業区域との区分けとなるフェンスの設置や、利用者の利便性向上のため堂山入口の駐車場の整備、奥の広場整備などを行っております。

利便性向上につきましては、御指摘にあります洞山の案内図がなく分かりづらいということですが、確かに現在は洞山の紹介などが詳しく表記された案内看板は設置されておられません。この点につきましては観光客の利便性の向上や観光の視点からも、看板設置については内容も含め検討させていただきたいと思っております。

また、安全面の点で議員御指摘の場所の1つは、以前議員からも情報のほういただきました洞山奥にある胸壁付近のことではないかと思っております。確かに段差が大きいところがあり、安全とは言えない箇所も確認しております。この箇所につきましては来年度予定してあります胸壁工事において、併せて対策を行うことが可能なかどうかも含めまして検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひしっかりですね、皆さんがよく、最近コロナ禍になりまして観光に来られる方が増えております。安全に皆さんが見ていただけるように対策を講じられるよう進めていただきたいと思います。

続きまして先日ですね、観光客から「もっと洞窟を見たいんですが、岩場が滑るので何かつかまるものとか橋のようなものがあるといい。」というような御意見をいただきました。潮の状態、お天気の状態にもよると思うんですが、確かにつるつるしており、滑ると私も感じました。また、手前の堂山横の海岸は崩落によりロープを張っているため、砂浜の近くを歩くことができません。また、潮の満ち引きで磯遊びもですね、しばらく状況にはなっていると思います。

そこで、手前の堂山横の磯と御指摘いただいている奥の洞山のところにですね、人が歩けるような橋のようなものをですね、つくってはどうかとちょっと思っております。広報あしや8月号に、町制130周年の特集記事で観光化が始まった洞山の写真が掲載されているんです。私あの写真を見てですね、本当に風情があってとてもいいなと思いました。私の年だからそう思ったのかもしれませんが、あの写真にはですね、2つの洞山をつなぐ栈橋なのか遊歩道なのか、橋のようなものが写っております。渡れるようになっているんだと思います。昔はつながってなかったからですね。

昔のような水族館があった頃をね、再現することはできないと思います。しかし、今の時代に合わせた新しいスタイルで、観光客の皆さんを安全にお迎えするための何か施策が必要なのではないかと思います。洞山の自然や周辺の環境に配慮する必要は、本当に十分あると思います。また、財源の問題もあると思います。ただ、せっかく町を代表する洞山です。あの形の洞山、検索してみてください。県内で出るところは、ここ糸島のほうしかありません。あのものがあるのが本当に芦屋を代表するものなのに、今のままで本当にいいのでしょうか。何かよい方法を考えていただくことはできないのでしょうか。

町長、時間は4分残しております。しっかりお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に熱心な御提案をいただいたわけですが、まさに洞山は我々が小さい頃遊んだ場所ですが、全然もう形もいろんな変わりましたですね。昔は太鼓橋がこうあったんです

けど、言われましたように料亭もありました。それから水族館というか、小さな水族館もありました。時代の流れとともに今のような状態になったんでしょうが、私も常々、たまにですが孫を連れてぶらっとうろ歩くことがあるんですけど。

何かせっかくのところやからということで、たまにですけど考えることがあるんですけど、実は学生時代に尾瀬ですかね、尾瀬国立公園。あそこに行ったときに、あそこの沼地にですね、木をずっとこう歩いていく。岩場が危ないんで、あそこに木の道というかそういうのをつくったら安全に、そして横からちょっと降りれるとか、左側は崩落して危ないですので、ちょっとこっちべたに移して、少し移してですね、そして向こうまで歩いていく。そしたら、小さな子供たちも昔我々が遊んでいた磯遊びというのができるのではないかなと思っております。議員が言われるように洞山は昔からですね、芦屋町のシンボルでございますので、何とかそういうような計画をですね、実施計画に上げるようにちょっとお時間を、そんなに長くかからないと思いますけど。

それともう1つ、やっぱりこの洞山に限らずですが、芦屋に来ていいんですけど、食べるところ、この食べるところというのは、もう一番今苦慮しているところでございまして、芦屋に来てぜひ商売してくださいというように、いろんな形で投げかけしたり補助金出したりしてるんですけど、なかなか、もう少し魅力がまだ足りないのかなとか、それから情報が足りないのかなというふうに思うわけでございます。

この洞山につきましては議会の皆さん方のいろんな意見もお聞きしてですね、それから町民の皆さんの意見もお聞きして、すばらしい公園地というか、安心して遊べる、安心して行けるようなところに、ぜひやっていきたいと私も思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、町長からもお話ありましたように昔を振り返りそのまま移すのではなく、今の時代、執行部の皆様にしっかり調査・研究していただいて、洞山をどうか活性化するように今後事業を進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に3番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。通告書と資料をもちまして、質問のほう始めさせていただきます。

現在もコロナウイルスの猛威が全国で続いており、緊急事態宣言も発令している中、芦屋町でのワクチン接種も順調に進んでおります。これもひとえに医療従事者の方々、職員の皆様の多大なる御尽力だと心より敬意を表します。また、東京オリンピック・パラリンピックも残すところあと2日ですが、コロナ禍で残念ながら1年間の延期や無観客での開催、また、準備期間には数々の人事案件のトラブルやボランティア問題なども露呈してしまいましたが、日本選手団のメダルラッシュが続いており、改めて我が国日本を誇りに思うことができ、よくも悪くも新しい日本のPRが国内、また国外にできたのではないのでしょうか。

現在芦屋町では、海岸線の魅力を最大限に生かした観光まちづくりによる地方創生を推進しておりますが、この重要な施策として芦屋港活性化事業に取り組んでおります。オリンピックではないですが、この事業の開業までの準備期間をいかに有効に活用していくかが重要であると思われる、具体的には、人を育み未来へつなぐための人材発掘と育成、また「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を町内外に向けていかに発信していくか、いかに町民との協働で観光まちづくりにつなげていくか、このことが海岸線を生かした芦屋町の活性化、また芦屋町民がふるさとを誇りに思い、ふるさとの魅力を再認識するための非常に大事な期間だと思います。

そこで、今回は将来を見据えた外向きのPR、件名1、町外への芦屋町の魅力発信についての質問をしたいと思います。

要旨1、芦屋港活性化における機運醸成事業について。

本年度計画されている芦屋港活性化機運醸成事業の進捗と、今後の展開についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、機運醸成事業の概要を説明させていただきます。芦屋港活性化では町内の事業者をはじめ多くの方々に積極的に関わっていただいたり、活用していただくことが大切な視点だと考えております。また、町内外の方々には期待感を持ってもらうことが将来的な芦屋港周辺エリアへのにぎわい創出、活性化につながるものと考えております。このため、市場性の把握や「ヒト・モノ・コト」をつなぐためのテストマーケティング、期待感を持ってもらう情報発信、これらを担っていく人材の発掘と育成、こういったものを一体的に進めていこうというものでございます。進捗状況につきましては、10月から事業を推進できるよう現在準備を進めているところでございます。

次に今後の展開ということですが、昨年度、事業展開の考え方をロードマップとしてまとめております。本年度をスタートの年とし、P D C Aを繰り返しながら社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ段階的にステップを踏み、推進していく考えでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。非常に積極的な展望を聞いて安心しております。

町の人からも「港には何ができるの?」、「何をつくるの?」、「いつできるの?」と大変多く聞かれます。それだけ興味を持たれている方が多くいらっしゃるんだと感じます。やや、はやりに乗っかっている感は否めないんですが、夕日の見えるキャンプ場や海に見えるスケボーパークとか、海の見える図書館、また温泉などをよく提案されます。つくる、つくらないは別として、そういった皆さんのお声も視野に入れながら、終日もしくは半日でも芦屋町の海に滞在できる場所づくりを町の人など巻き込んで協議できる準備をしていただきたいと思います。

では、P Rに関しては町民の協力が欠かせないと考えますが、人材の確保や発掘はどのように行うのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

人材の確保や発掘についてということですが、これまでの様々な町内の取組に参画いただいた方など、芦屋町を盛り上げようという意欲のある方々を中心にワークショップから取り組んでいきたいと考えております。こういった中で、さらに意欲のある方々にスキルアップの講習などを実施することで、中長期的な視点で人材育成に取り組んでいきたいと考えているところでございます。しかし、コロナ禍でございますので、ワークショップ等につきましては状況に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えております。また、不足する分野につきましては外部人材を効果的に登用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

この機運醸成事業は、第6次総合振興計画第1章の人づくりの観点からも非常に重要な事柄だと思います。長い期間にはなると思いますが、たくさんの町の方たちの声を聞く機会を多くつ

くっていただきたいと思います。

「#芦屋町」などでSNS等を拝見していると、地域おこし協力隊をはじめ観光協会さんや、芦屋町にも非常にSNS発信が得意で、いわゆる「映える」表現が上手な方々がたくさんいらっしゃると思います。また、そのほかにもクリエイティブな方々や町づくりに興味があり、ふるさとを愛している方も多くいらっしゃいます。行政での発信もなかなか限界もあるでしょうし、そういったことが好きな人、得意な人を人材として連携していただいて、ハード面とソフト面の充実を今後とも追求していただきたいと思います。

では次に要旨2、芦屋町の魅力発信に行きたいと思います。芦屋町のPRについて。

芦屋町をPRし観光振興で交流人口を増やすためには、芦屋町観光協会との連携と協働が必要不可欠と考えるが、現在の取組について伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。芦屋町の観光PRに関する現状についてですが、観光PRの目的は、特に町外の方々へ芦屋町の魅力や来町のきっかけとなる情報を発信することにより、芦屋町に多くの方が訪れていただけるよう情報提供を行うものだと考えております。

芦屋町の観光PRに関することについては、芦屋町観光協会が芦屋観光サイト「アシカン」の管理運営やSNSでの情報発信、町内回遊マップやチラシなどの作成及び観光案内所の運営など、芦屋町の観光情報発信を行っております。町としましては、ホームページでのイベント・観光情報などのお知らせや、福岡県や筑前玄海地域観光推進協議会などが行う広域観光PRなどへの対応、新聞社やテレビ局などへ行事やイベントの情報提供や取材対応などを行っているところです。また、あしや砂像展やさわらサミットなどの大きなイベントについては各実行委員会とも協力し、特設サイト等を活用した情報発信を行っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

情報発信をメインに行っているようですので、引き続き旬な情報を更新してってください。

ではもう少し、発信方法の詳細や目標などあれば伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

情報発信の方法には、広報や新聞、情報誌などの紙媒体、フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどのSNSやホームページなどのウェブ媒体、テレビやラジオなど様々なものがありますが、現在、主に情報発信を行っている芦屋町観光協会ではSNSを活用した観光PRに力を入れております。

SNSを有効的に活用するためには情報を受け取る方、フォロワーなどですが、こちらを増やしていく必要がございます。しかしながら、フェイスブックやインスタグラムなどフォロワー数や「いいね」の数が伸び悩んでいる状況であったため、観光協会とも課題や対策を検討し、まずはフォロワー数の増加を目標に芦屋町のファンを増やしていこうという考えからSNSへの投稿数を増やし、芦屋町のおすすめスポットやあまり知られていない身近な情報などできるだけ多くのジャンルを発信するように心がけ、現在運用を行っております。その結果、少しずつではありますがフォロワー数などが増加してきている状況でございます。

今後も引き続きフォロワー数の増加を目標に、魅力の伝え方や誰に何を伝えるのかという点を考えながら観光協会とも連携し、観光振興につながる情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。色々取り組んでおられることは分かりました。

しかし、芦屋町の魅力といえばやはり海ということなるとは思いますが、インターネットなどで「福岡県 海」などで検索してみると、なかなか芦屋町がヒットしてこない状況にあります。やはり芦屋町の海を含めた観光PRが、いま一つうまくいっていない気がしてしまうんですけども、現状どう捉えているのでしょうか。芦屋町公式ホームページ内にも、観光情報のページも現在は更新されておりますが、つい先日までは更新日や写真なども古く少し放置されていた印象がありました。やはり情報はフレッシュなものでないと意味がないと思いますし、特にウェブ媒体やSNSでの発信は、今行きたい人、今日行きたい人に写真などでフレッシュな情報を与えることができると思いますので、常に新鮮さを保てるようお願いしておきます。

私は、芦屋町はほかの観光地と比べると何か少し足りないものがあるのではないかと考えています。発信することだけが目的ではなく、来たお客さんに満足してもらったり芦屋町のいい印象を持って帰ってもらう、きちんと伝えることが大切だと思っています。まず芦屋町を知ってもらう。次に、行ってみたいと思わせる。ここまでは情報発信の部分です。次に、来たときに「来てよかった」といい印象を持って帰ってもらう。欲を言うなら、芦屋町のファンになってもらう。

こういった流れを意識することが大切なのではないでしょうか。観光まちづくりがうまくいっている自治体はこういった戦略がしっかり立てられ、PDCAがしっかりでき、行政と観光協会などの協力体制が整っていると思います。先ほども言いましたが、芦屋町に置き換えたときに残念ですがややできていないことがあるのではないかと感じます。町に来られた方の満足度が上がるには何が必要かと、御自分に置き換えて考えてもらいたいと思っております。そこで、いろいろと提案したいことはあるのですが時間の関係もありますので、次は来町者に対する町の魅力発信について幾つかお尋ねしたいと思います。

来町者に対する魅力発信について。特に町外の方が来町した際に、観光スポットなどに設置してある案内看板での説明や誘導は次への回遊行動を促すきっかけにもなり、芦屋町を知ってもらうためにも非常に重要であると考えます。町内に設置してある観光案内看板などの現状をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

町内に設置してある観光看板ということでございますので、産業観光課が管理しています案内看板等について御説明をいたします。

総合案内看板が3か所。設置場所は役場駐車場、釜の里バス停付近、ボートレース芦屋外向発売所横となっております、平成9年度に設置しております。次に、公園及び散策道案内などが5か所。設置場所は夏井ヶ浜はまゆう公園、魚見公園、城山公園、狩尾岬、堂山入口となっております。設置の時期ですが、夏井ヶ浜はまゆう公園、魚見公園、狩尾岬につきましては令和元年度に改修を行っております。城山公園、堂山入口の案内看板につきましては、正確な時期は確認ができておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

現状は分かりました。ありがとうございます。

それでは資料を配付しておりますので、資料①のほうを御覧ください。

とある自治体の観光看板ですが、3つほど掲載させてもらっています。きちんとですね、御自分の町の「〇〇の町」といったキャッチフレーズが描かれていたり、スポット写真も多いですし何となくまとまっている印象をお受けになると思います。町民さんが登場しているものや、例えばこういったものは芦屋町だときちんと募集したりして、お子さんに出てもらったりしても面白

いんではないでしょうか。また、歴史・文化コースというウォーキングコースにして、まち歩きやドライブに誘導するデザイン等も目につきます。こういったことを参考につくると興味を持っていただけるのではないかと思います。あくまで参考としてください。

資料②を御覧ください。

こちらは芦屋町内各所の総合案内看板や観光案内看板です。新旧織り交ざっております。統一性もあまりないような印象を受けます。散策看板に関しては先ほど一昨年度に改修済みとのことですので、あまり細かいことはここでは触れませんが、やはり町のキャッチフレーズもなかったり、全体的にまち歩きに必要な情報の少なさや地図面や写真が更新されてないものもあり、今の観光ニーズに合わない場所や周囲との景観と調和していないと思う箇所もあります。例えば町内の観光案内看板をその時々ニーズや話題性に絡めて、3～4年でデザインや情報を変える工夫も必要かと考えます。

観光案内看板は、自分の経験上いろいろなスポットへ行く中で非常に重要かと思えます。そこに描かれている内容で次への行動にもつながりますし、総合案内看板の定期的な更新や、散策看板等もまち歩きやドライブへ誘導するような看板にさせていただきたいが、どうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在設置されている町内の案内看板等につきましては、位置情報の提供、施設や観光地等の説明などが主なものになっております。確かに議員がおっしゃるとおり、提供する情報の内容や見せ方などの工夫により来町された方にインパクトを与え、あそこに行ってみたいと思っていただくことや興味を持っていただくことは観光PRの視点からも重要なことだと思いますし、町内周遊や再来町を促す効果もあるものだと思います。今後、御意見も参考にさせていただき、町内周遊などにもつながるよう魅力的で効果的な情報発信となるよう努めてまいりたいと考えております。また、観光案内看板等の新設や改修については、各施設整備等も考慮した上で検討させていただきしたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

それでは最後、3枚目の資料③を御覧ください。

こちらは観光協会作成の既存の周遊マップです。また、右側は3つのコースが描かれている芦屋なみかけウォーキングMAPです。皆さんもう当然御存じだとは思いますが、この周遊マップ

ですがよくできているのではないかと思います。ここに書いてありますが、「光と風に出逢うまち ゆっくり芦屋を歩いてみませんか」、このキャッチフレーズを案内看板に取り入れるのも一つだと思います。観光協会との連携で、紙媒体の周遊マップと観光案内看板との統一デザインでもいいのではないのでしょうか。せっかく既にいいものがあるので、全てを一からリニューアルするのではなく新旧織り交ぜバランスよく整理していただきたいと思います。将来的に建て替えや改修などがある場合には、たくさんアイデアを持って検討のほうをお願いします。

もちろん、看板だけを変えたとしても町自体に魅力がないと交流人口は増えないとは思っております。しかし芦屋町には、海浜公園から芦屋釜の里そして夏井ヶ浜へ続く海岸線が、歴史的な側面またレジャースポットの側面など新旧織り交ぜた様々な顔を見せてくれる魅力ある観光メインストリートがあります。小さな町に大きな魅力、これが芦屋町だと思っています。この芦屋町に興味を持っていただき、芦屋町の魅力をより深くまち歩きなどで感じてもらえるように、案内看板の定期的な点検や情報更新をお願いしておきます。

それでは次に行きます。

現在は緊急事態宣言中で休止しておりますが、全天候型で夏でも冬でも満員の続くであろうと予想されるモーヴィとの連携は、秋から冬に向けた交流人口減の時期でも一定の町内外のファミリー層の利用が見込めるため、町への周遊PRや場内に簡易的な観光案内所設置など、かなりの有効性があるのではないかと思います。また、今、来場されている方々が、飲食店や立ち寄るスポットの情報が欲しいという意見が多くあるとも聞いています。

せっかく芦屋町に足を運んでいただいている方々に芦屋町をPRする絶好のスポットだと思うのですが、例えば芦屋ブランド認定品や芦屋産品を置いて販売したり、芦屋町を知ってもらう工夫や周遊パンフレットを配るなど、もっと積極的に観光戦略に生かすべく今から何か連携してほしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

モーヴィとの連携ということでございますが、今年7月にオープンしたボートレース芦屋のモーヴィはボートレース事業局に状況を確認したところ、先ほど議員もおっしゃったとおり現在は緊急事態宣言発令の影響で休館となっておりますが、これまでの来場者は1万5,000名を超え、近隣の北九州市をはじめ福岡市方面からも御来場いただいている状況であると聞いております。このように、多くの方が訪れる人気スポットであると認識しております。

また、議員のおっしゃるとおりボートレース芦屋とも連携し、モーヴィに来場された方々への町の観光PRなどは積極的に行い、魅力を伝え、町内周遊につなげていくことは必要不可欠であ

ると考えております。現在はボートレース事業局、観光協会とも連携し、場内インフォメーションやモーヴィのブース内において、町内飲食店の紹介や観光パンフレット等の配架により情報発信を行っているところでございます。今後さらにPR効果を高めていくため、新たなパンフレットの作成や最新情報を取得できるSNSへの誘導など、町内周遊、交流人口の増加を図るため観光協会とも連携し、検討を行っているところでございます。

また、議員御提案の簡易的な観光案内所また製品の販売などにつきましては、今後ボートレース事業局とも協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。モーヴィに来場される方々は、芦屋町に遊びに来ているという感覚の方が強いと思われれます。レース場内で飲食するのももちろんいいのですが、できれば町を周ってほしい。来場者へ旬な情報を提供できるよう今後ともお願いいたします。また、こういったことは施設がオープンする前から計画的に行っていただきたいと思います。緊急事態宣言が発令されていなかったとしたなら、今、今日このときもたくさんの方が来場していただろうことを考えると、すぐに取り組んでいただきたいとお願いいたします。

時間は6分残しております。最後に町長、最後に芦屋町と芦屋町の海を愛してやまない町長、今後の芦屋町の魅力発信についてお考えがあればお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

萩原議員に続きましての熱心な長島議員のですね、お2人の熱意というのはですね、ひしひしと感じられるわけでございます。話を聞いておって、大いに我々は反省すべき点があるのではないかと。いい御提案もたくさんいただいておりますので、それを職員が受け止めて、すぐにはできないかも知れませんが一つ一つ実現に向けてですね、我々は努力しなければならないと思っております。

それから情報発信のことにつきましてはですね、担当課の企画課それから産業観光課、非常に苦慮してですね、いろいろやっておるんですが、何せここ1年半ぐらいのコロナのほうでですね、いろんな仕事が、やらなければならない業務が停滞しておるわけでありまして。「もし」という言葉は駄目なんだろうが、コロナがなければですね、あの勢いでかなり計画が進んだのではないかと私は思っておるわけでありまして。魅力発信についてはですね、いろんなSNSですとか皆さん

方が言われたいろんな紙面だとかですね、いろんな方法があろうかと思うわけでございますが、何せスタッフというか、小さな町でございますんで職員もそうたくさんおるわけではないんですが、いろいろ今お話してるのは、やはり自分の家族、それから芦屋の住民の方がですね、芦屋町のいいところ、今もう皆さんほとんどスマホをお持ちですので、そういう方にぜひ芦屋のいいところを発信していただければなと思っております。

また同じことを繰り返すんですが、今日はお2人に大事な御提言をいただいたことを感謝いたします。実現に向かって精いっぱい職員一同頑張りますので、しばらく様子を見てください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

町長の芦屋町愛が伝わる答弁、誠にありがとうございます。町長のSNSのリスタートも心待ちにしております。

コロナが収束しましたら、また芦屋町に多くの方々が訪れてくれるようお願いまして、以上で、人に町に心に寄り添う、私、長島毅の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

換気のため、ただいまからしばらく休憩をいたします。

なお、12時15分から再開いたします。

午後0時07分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。件名1、埋められた農業用水路について。

趣旨を読む前にですね、1文字間違ってるところがありましたので、そこを訂正して読みたいと思います。平成19年は2008年ではなくて2007年でしたので。

平成19年（2007年）頃、山鹿地区の地番1771-1、1704-3、1773-1に接する農業用水路（地番2627の地目、用悪水路）が約13メートルにわたって埋め立てられた。現在、農業用水路は約160センチ下に埋もれており、用水路としての機能が阻害され、そ

の先に続く農業用水路に流れ込むべき水が一部町有地や周辺の地中にしみ込んで、しみ出していると思われます。隣接地権者のブロック塀の基礎部分の地盤が緩み、支障が出ている様子が見られます。大雨の際、雨水は農業用水路に流れず地表を覆い、地番1704-3の家屋、倉庫の間にあふれた水が入り込む被害が出ています。町有地に設置された農業用水路を埋め立てたことにより、様々な被害が生じていると思います。

で、この質問に入る前にですね、その被害を受けている方から議員の皆様、執行部の皆様にぜひその部分を分かってほしいということで御手紙をいただいておりますので、それを読み上げたいと思います。その御手紙の中には固有名詞、まあ個人名が何人か書かれておりますが、これについては伏せてAさんとかBさんにしたいと思いますが、この御手紙の主は「自分の名前は堂々と出してください。」ということですので、読み上げていきます。

芦屋町議会議員のみなさんへ お願い

山鹿元町区 野田敦子

私は、芦屋生まれの芦屋育ち。船頭町で喫茶店を経営し、父は電気屋を営んでいました。2005年より父と山鹿元町区に同居し、2008年、父、他界後は家を引き継ぐことになりました。裏の畑には畑仲間がおり、休憩時にはお茶をし、おしゃべりの日々を楽しく過ごしていました。また、喫茶店をしていたこともあり、知人、友人も多く、私にとって芦屋町はすばらしい町です。

でも2007年頃、ある建設会社社長から家に隣接する農業用水路を「埋め立てるが同意してくれないか。」という話があり、「隣接地権者のBさん、Aさんも賛同している。」と聞き、私も了解しました。しかし、私は埋め立ての同意書も立会いのための同意書も出していません。

その後、約1.6メートル下にある農業用水路は埋められてしまいました。そのときは別に問題が生じるとは思いませんでした。しかし、数年前から我が家のブロック塀の亀裂や敷地内にあふれた水が頻繁に入り込むようになり、ブロック塀を建て替えなければと思うようになりました。と同時に被害の原因を私なりに調査をしてきました。農業用水路が埋められたこと、井戸を設置したことによって用水路の機能が阻まれ、下の田んぼでは以前のように水が勢いよく流れておらず、地中にとどまり、しみ込んでいるのではと思いながら、毎日のように観察を続けてきました。

2021年4月1日に芦屋町役場に行き、現地の被害状況や農業用水路を埋めたのはある建設会社であることも報告しました。すると建設課は「埋立て工事には許可がないとできない。」と言われました。「とにかく現地に来てください。」とお願いしました。その後、役場職員が現地に数回来られましたが、「地表は都市整備課で水路は農林水産係。町としては何もできません。」という回答を受けました。6月23日にある議員と一緒に、再度役場に行き説明を受けましたが、「民と民の問題で、町としては対応できません。」という返答でした。

その後、何ら連絡がないので、7月1日、再度私は友人と役場に行き「町はある建設会社に埋

立て許可を出したのですか。」「埋立て工事を行ったある建設会社に工事内容を聞いてください。」「ある建設会社がBさんの土地の一部を埋め、しかも用水路を埋めたことについてどう思いますか。」と尋ねると、建設課長は「書類がないから分からない。」「昔のことなので、ある建設会社は覚えていないと思う。」「ある建設会社は時間短縮、捨てる場所が近いので勝手に捨てたのではないか。」との回答でした。

私は、課長の誰かをかばうような回答に疑問を持ちました。それどころか逆に私をないがしろにするような様々な言動で、今でも怒りが込み上げてきます。被害者の私がなぜ、このようなむごい仕打ちを受けなければならないのでしょうか。悔しい思いでいっぱいです。14年前のこととはいえ、ある建設会社の名前を伝えたのに「民と民の問題。」「町として対応できる課がない。」という曖昧な回答に、町民のための町政とは何なのかと疑わざるを得ませんでした。

近所の人は、ある建設会社が埋めたことはみんな知っている。私の苦しみや悩みを聞いてくださる方々は「勝手に埋め立てるなど言語道断よね。」「農業委員会は知っているの？農地法違反ではないの？」「町が知らないはずはない。町の対応はおかしい。」「農業用水路に埋めるなど、不法投棄ではないのか。」などなど言ってくださる方がほとんどでした。思い余った私は、2か所の弁護士事務所に相談に行きました。生まれて初めての経験です。弁護士さんは私の話を聞き、「町の責任において原状復帰を町に求めなさい。それでも駄目ならお手伝いをするので、もう一度出て来なさい。」との返事でした。私は胸をなで下ろすことができました。私の希望は、埋立ての真相と敷地内に入り込む水の発生原因の究明のための調査を行い、今までどおり畑仲間が水を利用できるよう農業用水路を元に復元していただきたいのです。

議員の皆様、現状を見に来ていただけませんか。そして、調査団を立ち上げるなどして真実を明らかにしてほしいと思います。心からお願いします。

2021年9月2日 野田敦子

私はこの問題について8月19日からですね、野田さんにお伺いしまして初めてそのことを知りました。それから、私は野田さんの悔しい思いとかないがしろにされたとかそういうものを聞きながら、なぜそんなに善良なる町民がこういう扱いを受けなければならないのかという思いで、私は現場検証それから農業者の方々数名と面談いたしました。農林事務所にも連絡し、情報をいただいております。

それで今から質問に入りますけれども、今読み上げたような住民の方々が生活環境に影響を受け、悩んでおられる内容に関するものです。したがって、私が今から質問することに対して包み隠さず付度もせず、事実に基づいて簡潔に回答をお願いいたします。

(1) この地の農業用水路はいつ設置されたものか、お尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

この地の農業用水路はいつ設置されたのかということで、うちのほうで調べた結果をお伝えいたします。国土調査の結果に基づき昭和47年に土地台帳に登録されておりますので、それ以前に設置されたものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

以前に行われたと思われませんか。ぜひですね、山鹿地区土地改良事業があつてますから、私はその資料請求をしますんで、早めにその時期を知らせてください。山鹿鉾害復旧事業としてそういう改良があつてますね。

じゃあ次にいきますが、(2)については①から④まで一括して、時間がありませんので質問いたします。農業用水路はなぜ埋立てたのか。

①建設業者に埋立て工事を発注したのか、埋立て事業者への発注書類はあるのか、埋めた土は何立方メートル、どこの地番から搬入したのか。私は図面を出しておりますから、御手元ですね。

②埋める際の隣接地権者の同意書、埋立て工事の立会同意書はあるのか。

③農業委員会の許可手続はあるのか。

④農業用水路の維持・管理は誰か。

お答えください。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、⑤はいいのか。④までか。

○議員 8番 妹川 征男君

①から④まで、まとめて。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、この要旨2ですね、この④まで続けてお答えいたしたいと思います。

まず①ですが、この辺に入る前にですね、私どもがこの件に関しまして今までしてきた経緯について、ちょっと時系列ですね、1回御説明をさせていただこうと思つてます。(「簡単にお願

いします」と呼ぶ者あり)

まず、この件につきましては、今までの経緯について説明いたします。

令和3年4月1日に都市整備課へ自宅の倒壊寸前のブロック塀の修繕工事を行いたい旨の相談があり、隣接する町有地の所管である農林水産係より改めて連絡するというのでやっています。次に4月6日、確認のため現地に伺い、相談主より倒壊寸前のブロックの状況説明や、自身が行うブロック塀の修繕工事に支障となっている町有地の土砂の搬出を要望するお話がっております。4月12日、相談主より追加でお伝えしたいことがあるとの連絡を受けまして、再度現地でお話を伺っております。その内容につきましては主なものとして、ブロック塀は見えている部分だけではなく地中深く埋まっているとの説明がっております。4月21日、現地にまた伺いまして、要望のあった町有地の土砂の搬出については、町ではちょっと対応できない旨の回答を行っております。

5月19日、連絡を受け現地に伺っております。ブロック塀の修繕工事を行う前に、町に大雨時の雨水排水の問題を解決してほしい旨のお話がございます。5月20日、前日夜より雨が降っていたということで、状況をすぐに見に来てほしいという連絡があったため現地に伺い、雨による水たまりの状況、様子などの聞き取りを行っております。(「議長、私は①から④のことだけでいいんですよ」と呼ぶ者あり) いや、とりあえず経緯。(「時間がありませんから。お願いします」と呼ぶ者あり) 経緯の説明を先に(「経緯は要りません」と呼ぶ者あり) させていただきたいと思っております。5月25日、状況を見に来てほしいと連絡を受け、現地確認を行った。町に雨水排水設備の設置をしてほしい旨の話があった。また、雨水ます等の話があったが状況が不明のため、調査には時間がかかるということでお伝えしています。

6月23日、役場会議室において要望に対する回答を行っております。1つ目、町有地の土砂を町に撤去してほしい。2つ目、町有地に雨水排水設備を設置してほしい。こちら、どちらの要望も、当地は農業用途としての行政財産であるため受益者である農業者がいない状況では実施理由がなく、町としては行うことができない旨の回答をしています。同じく6月23日、当時施工を行った事業者と現地にて当時の状況について確認を行っております。その際は今回要望された方、地権者の方も同席された中で、当時の経緯について「隣接者の方より、ためます設置の依頼があり工事を行った。ためますの設置には暗渠排水や埋土、土留めブロックなどの付随工事を行うことが必要かつ最善であると考え、隣接地権者にも同意を得た上で自らが工事を行った。町有地の占用許可等の申請については記憶にない。」と、事業者より説明を直接受けております。その後につきましては、7月1日、8月10日にも現地確認を行っている。これが4月から今までの経緯でございます。

そして御質問のお答えになりますが、町が発注を行った工事ではございません。(「ん、何」と

呼ぶ者あり) 当時施工した事業者に伺ったところ、「町からの発注を受けた工事ではない。」と、こちらも確認をいたしております。

それと②になります。埋められた農業用水路について隣接地権者の同意書、埋立て工事の立会同意書はあるかということですが、隣接地権者の同意書及び埋立て工事の立会同意書につきましては町発注工事ではなく、町にはございません。当時施工した事業者に当時のことを伺ったところ、隣接する地権者の方とは工事の内容等についても説明を行い、同意を得た上で工事は行ったとお聞きしております。しかし、同意を得た際に隣接地権者からの同意書等の文書は交わしておらず、書類等はないと伺っております。

次、農業委員会の許可手続はあるのかということですが、農業委員会に許可を必要とする手続につきましては農地法第3条、第4条、第5条など、農地について所有権の移転や転用などを行う際に手続が必要となるものもございしますが、農業用水路につきましては農地法に農地として規定されておりませんので農業委員会に許可手続をする必要はございません。

最後、④でございます。農業用水路の維持・管理は誰かということでございますが、現在、町内には町が管理する農業用水路、こちらは315筆ございます。この農業用水路の維持・管理につきましては、地元の農事組合が草刈りやしゅんせつなど利用に支障がないよう通常の維持・管理を行っており、農業用水路等に異常や不具合が生じた場合、農事組合より町のほうへ連絡が来る体制となっております。ただし、宅地化が進んだところなど農事組合が把握できてないものもございします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

あのね、私はね、もう時間がないんですから、その経緯はどうでもいいんですよ。私がここで聞いたのは、町は埋立て工事をその事業者に発注したのか。

発注してないんでしょ。書類もないんでしょ。そこだけ教えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもですね、①でお答えしたと思いますが、町が発注した工事ではございません。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ではですね、今、町のほうが認められました。御手紙に書いてあるように、被害者、近隣住民の方は「ある事業者が埋めた。」と言っており、御手紙のほうにも書かれてるし、また今の課長さんも「町が発注したわけではない。」と。しかも、工事を担当した事業者はその辺の事情をお聞きされたということでもいいんですよ。

となればですね、まさにこれね、町有地にあるところの農業用水路をですね、幅95センチで長さ13メートルぐらいでしょうけれど、それを埋め立てるということ自体はどうお考えでしょうね。町有地ですよ。私たちが町有地に何か建物を建てたり井戸を造ったりしたら、すぐに処罰されますよ。でしょ。

それで町は、農業用水路が埋立てられ井戸が設置されている事実をいつ知ったのですか。この、いわゆる野田さんが話に来て現地に行かれて、そして初めて知ったということでもいいんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この、ますが設置されていると確認したのは現地に伺ってからでございます。（「いつですか」と呼ぶ者あり）初めにお伺いした4月の6日、（「4月6日か」と呼ぶ者あり）6日に確認しております。

以上です。（「4月6日ね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町はですね、もうこの13年、14年、15年ぐらい前にマンホールやら埋立てられたことについて知らなかったと。また、芦屋町は関与してなかった。であればね、そうおっしゃいましたけど、埋めた土砂は廃棄物処理法に規定する不法投棄ではありませんか。若松でもですね、去年かおととしか、墓石不法投棄事件がありましたね。つい最近は、直方市でも不法投棄した業者が逮捕された事件がありました。

用水路は町の公有財産です。町長は地方自治法に定める公有財産の管理の権限を有します。したがって、最善の注意義務を払って行政措置を行う責務があるはずですよ。業者が町に無断でというか黙ってというか、町は知らなかったわけですから、そういう行為によって財産的価値を消滅させ、町や町民に対して損害を与えることになり、業者に対して行政上の措置として原状回復や損害賠償を請求する必要があるのではないのでしょうか。業者が井戸を設置し農業用水路を埋めたとしたならば、これはまさに不法投棄です。不動産侵奪罪です。境界線隠匿罪、器物損壊罪に該当するのではないのでしょうかね。そういうことを考えられていますか。

これは、芦屋町はその業者、ある業者の被害者ですよ。そのことによってお隣の野田さんはまた被害を受けているわけですから、そういう相談があったときに素直にね、あなたたちは認めて、申し訳なかったというような話をすればよかったのに、「むげにそういう悲しませるような、弁護士にまで相談に行かないけんようなことになぜ追い込んだんですか」と思うんです。

それで質問です。町は捜査機関に告訴または被害届を出す責務があるのではありませんか。町は業者に対して、被害者に謝罪するよう行政指導すべきではありませんか。町は被害者野田さんをはじめ近隣の方々に謝罪し、今後の対応について誠意をもって対処すべきではありませんか。私はそう思います。いかがでしょう。そういうお気持ちで、そういうね、被害者に対して町がそういう視点に立って、その被害者の側に立って寄り添うような形で取り組んでいただけたらね、無事に解決していたのかも分かりませんが、そのように御手紙に書いてあるように、むげな取扱いをされる悶々とした気持ちを私は察したんですね。それで、なかなか落ちが明かないから私は一般質問しました。どうですか。被害届を出すお気持ちはありますか。告訴するお気持ちはありますか。どうぞ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

まず、ちょっと不法投棄というところがですね、まだはっきりお答えできるところではございません。もともと先ほども御説明したとおりですね、工事に入る際、周りにも同意を受けて行った工事ということもございます。また町もですね、この状況を把握しましたので、今後につきましては、その設置者と今後のことについては協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどから「同意してる。」というのは、その隣接地権者の方々、Aさん、Bさん、Cさんの方が同意してるということですか。そして、まだ不法投棄ではないというふうに思われてるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

不法投棄かどうかは、ここでははっきりお答えすることができないと。まだ状況が分かりませんので、不法投棄かどうかはここではお答えできません。

ただ、聞いたところによりますと、その工事に入る際に周りの方とも同意を得た上で行ったものであると言うことはお聞きしております。この状況をですね、うちのほうも今の現状を把握しましたので、今後はその設置者と今後のことについては協議を進めていきたいというふうには考えております。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういうようなことをね、中間報告でもいいですけど、被害者であるところの野田さんとかね、近くの近隣の住民の方に説明をするのが誠意をもってやることなんじゃないですか。そういう中間報告でもやらなくちゃいけませんよ。

それからね、同意書というのは、ただ口頭での同意なんか何も法的根拠はありませんよね。同意書ないんでしょ。同意書も求めてないんでしょ、その業者は。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、当時の施工した業者からお伺いした内容ということでお伝えしています。先ほども経緯で御説明させていただきましたが、「同意は得たけども、その際に書類は取ってない。」と、「書類はない。」というふうにお伺いしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そして町も、そういう施工業者が埋め立てるときにね、また、マンホールを埋めるときに別に立会いなんかしたんですか。立会いしましたか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほども申し上げましたが、この施工につきましては町が発注したものではありません。先ほども「4月6日に初めて確認した。」ということでお伝えしたとおりでございます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

町長。（「いいですよ、私」と呼ぶ者あり）

○町長 波多野茂丸君

かなり妹川議員のこの話はですね、今Aさんと、まあAさんにしときましょう。からの一方的な話ですよ。片側からの話。

じゃあ、今この業者の方が法律違反してるだとか何だとかお話しされよったように、これ逆に名誉毀損になる可能性が私あると思うんですよ。だから、もう時間もないですので、もし妹川議員それから当事者の方が来られるなら、行政側はその話の場、だから妹川議員はその業者の方の話は聞いてないんでしょ。（「聞いてません」と呼ぶ者あり）だからですね、これ田舎のほうの周り、昔は畑ばっかし。で、皆さんやめました。それで共同で、何ですかね、用悪水路なんて私初めて聞いたんですが、あまり詳しくないんですけど、その方たち、だから昔の人に話聞いてこいと。私もよく分からんから。

だから、これが法律でこれが何だとかいうような形ではなかったと思います。もう時間ですので、それをぜひ実行していただければ妹川議員も話は分かると思います。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。時間がありませんので。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ時間が来ましたからね、これで終わりますけれど、やっぱりその中間報告をね、ちゃんと地元の方、その野田さんにね、話をすることが大事。それが誠意をもって心ある血の通った行政を今後もしてほしいと思います。これ、またね、早めにそういう情報を提供してください。

以上で終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時46分散会
